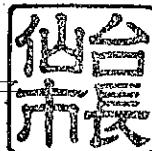


仙台市公告第31号

杜の都の風土を守る土地利用調整条例（平成16年仙台市条例第2号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定により提出のあった下記の開発事業について、条例第16条第1項の規定により開発事業計画書についての市長の意見を述べましたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成30年2月13日

仙台市長 郡 和子



記

1 事業者の住所及び氏名

住所 仙台市青葉区本町1丁目14-17

氏名 エスオーライナショナル株式会社 代表取締役 佐藤 悟

2 開発事業の名称及び目的

名称 泉区福岡字西森下太陽光発電所設置事業

目的 太陽光発電施設を整備するため。

3 事業区域の位置及び面積

位置 仙台市泉区福岡字西森下21外地内

面積 9,910 平方メートル

4 意見の内容

(1) 条例第16条第1項の規定による開発事業計画書についての市長の意見

当該開発事業計画書に記載された開発事業計画の内容については、条例第8条第1項に規定する土地利用方針「Ⅲ郊外部における開発事業の実施に関し事業者が配慮すべき基本的な事項」との整合性が確保されているものと認められる。

よって、条例第17条第1項に規定する書面の提出を要しない。

(2) 付帯意見

当該開発事業の実施にあたっては、条例第10条から条例第19条までの手続きに先行して開発事業に係る工事に着手されている。今後は、条例の主旨を理解し、このようなことがないよう留意すること。